



葉山町耐震改修促進計画

(案)

平成 2 1 年 月

葉 山 町

【 目 次 】

1	計画の位置づけ・目的	1
2	計画期間等	1
3	葉山町で想定される地震及び被害想定	1
4	建築物の耐震化の目標	3
	（ 1 ）建築物の耐震化の目標	3
	（ 2 ）民間住宅の耐震化	3
	（ 3 ）多数の者が利用する民間建築物の耐震化	6
	（ 4 ）公共建築物の耐震化	6
5	地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	8
	（ 1 ）耐震改修促進法の適用を受ける道路	8
	（ 2 ）葉山町地域防災計画における緊急輸送路	8
	（ 3 ）その他の道路	9
6	建築物の耐震化を促進するための施策	1 1
	（ 1 ）耐震化の促進に係る基本的な考え方	1 1
	建築物の所有者等による耐震化の推進	1 1
	国・県・町による建築物の所有者等への支援	1 1
	（ 2 ）耐震化を促進するための施策	1 1
	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	1 1
	耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	1 1
	その他の地震時における建築物等の安全策	1 2
7	実状を踏まえた建築物の耐震化施策	1 3
	（ 1 ）避難場所周辺の建築物	1 3
	（ 2 ）住宅密集地の建築物	1 3
	（ 3 ）道路沿いの建築物	1 3
	（ 4 ）選定した 300 戸の具体策	1 3

1 計画の位置づけ・目的

- ・平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。)第 5 条第 7 項において、市町村は国の基本方針及び県の耐震改修促進計画(以下「県促進計画」という。)を勘案して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっています。
- ・町は、「安全で安心して暮らせるまち」づくりを目指し、国の基本方針及び県促進計画を勘案し、また地域の状況を踏まえた葉山町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。
- ・本計画は新耐震基準 導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

宮城県沖地震(昭和 53 年)等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、設計の目標として、中地震に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震(関東大震災程度)に対しては建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

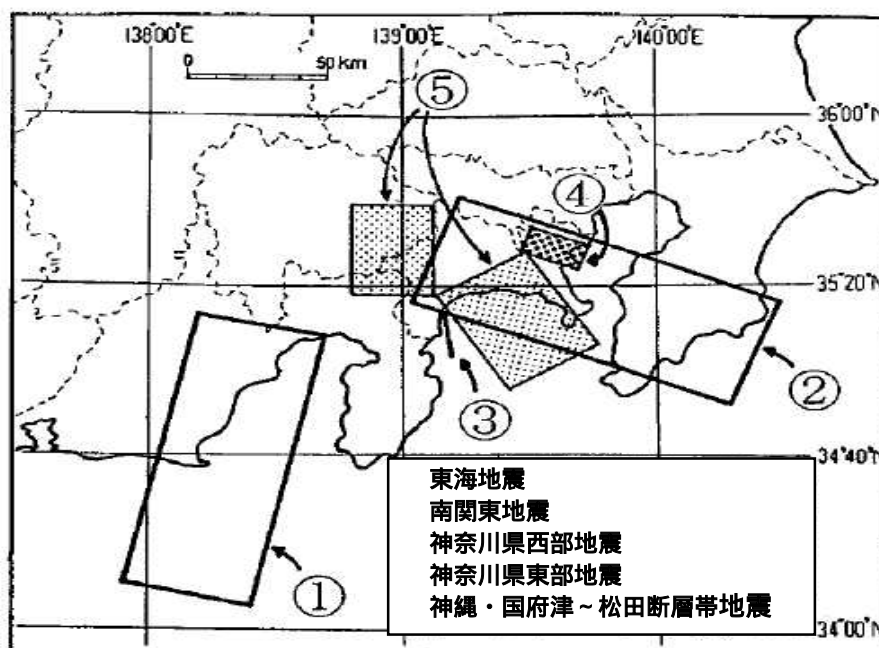
2 計画期間等

- ・国は耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号、以下[基本方針]という。)において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定を、平成 27 年としています。県促進計画においても、期間を平成 27 年までとしています。
- ・国の基本方針及び県促進計画と同様に、本計画の期間は、平成 27 年度までの 7 年間とします。また、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

3 葉山町で想定される地震及び被害想定

- ・葉山町地域防災計画において、東海地震や南関東地震、神奈川県西部地震あるいは神奈川県東部地震が町に被害を及ぼすと想定しています。
- ・町に被害を及ぼすと想定される地震の人的、物的被害等の想定結果は、次のとおりです。

想定地震の震源域の分布図(神奈川県地震被害想定調査報告書)



想定される地震（神奈川県地震被害想定調査報告書）

東 海 地 震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震。大規模地震対策特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されています。全県において震度 5 弱の揺れが想定され、特に東海地震に係る防災対策強化地域（県西部地域を中心とする 8 市 11 町）では、震度 6 以上の揺れが想定されます。
南 関 東 地 震	相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 クラスの地震。1923 年の関東大震災の再来型で、今後 100 年から 200 年には地震の発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりの目標とすべき地震とされています。全県において震度 5 強以上の揺れが想定され、特に酒匂川、相模川等河川流域の沖積平野を中心に震度 7 の地域が発生することが想定されます。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするマグニチュード 7 クラスの地震。南関東地震直下の地震の 1 タイプとして地震発生の切迫性が指摘されています。小田原市、箱根町、湯河原町を中心に震度 6 強以上の揺れが想定されます。また、県西部（平塚市、伊勢原市以西）でも震度 6 弱が想定されます。
神奈川県東部地震	神奈川県庁直下を震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震。蓋然性のある地震モデルでないが、南関東地域直下の地震の 1 タイプとして危機管理的に想定した地震です。県の中央部から東部にかけて震度 5 強以上の揺れが想定されます。横浜市、川崎市では、震度 6 以上の揺れが想定され、特に県庁周辺では、震度 7 が想定されるほか、湘南地域、県央地域の一部で震度 6 強が想定されます。
(参考) 神 縄 ・ 国 府 津 ～ 松 田 断 層 帯 地 震	同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震。現在を含む今後 100 年以内に発生する可能性があるとしてされている地震で、地理学上未解明な部分が多いことから地震モデルが示されていないため、今回の地震被害想定調査において、神奈川県地震被害想定調査委員会として仮の地震モデルを独自に設定したものです。県内全域で震度 6 以上の揺れが想定されます。

町に係る被害想定結果(葉山町地域防災計画(P-4))

地震別項 目別		東 海 地 震	南関東 地 震	県西部 地 震	県東部 地 震	参考*2:神縄・国府津 ～松田断層帯地震
震 度		5 強～ 5 弱	7 ～ 6 弱	5 弱～ 4 以 下	6 弱	6 強
建物被害(棟)*1	大破	140	5,270	0	670	2,850
	中破	420	3,040	0	1,790	-
	計	560	8,310	0	2,460	-
火 災	炎上出火数	10 未満	20	0	10 未満	10
	焼失棟数	0	3,300	0	1,900	-
死 者 数	死者	0	470	0	30	60
	重傷者	10 未満	100	10 未満	20	40
	中等症以下	20	910	10 未満	80	340

* 1 建物被害は木造・非木造を合わせたものです。

* 2 参考:神縄・国府津～松田断層帯地震の延焼被害、延焼から波及する被害、想定を行っていない項目については「 - 」で示しています。

想定条件（葉山町地域防災計画(P-3)）

季節：冬	日：平 日	発生時間：午後 6 時
天候：晴れ	風速：3 m / S e c	風向：北西

4 建築物の耐震化の目標

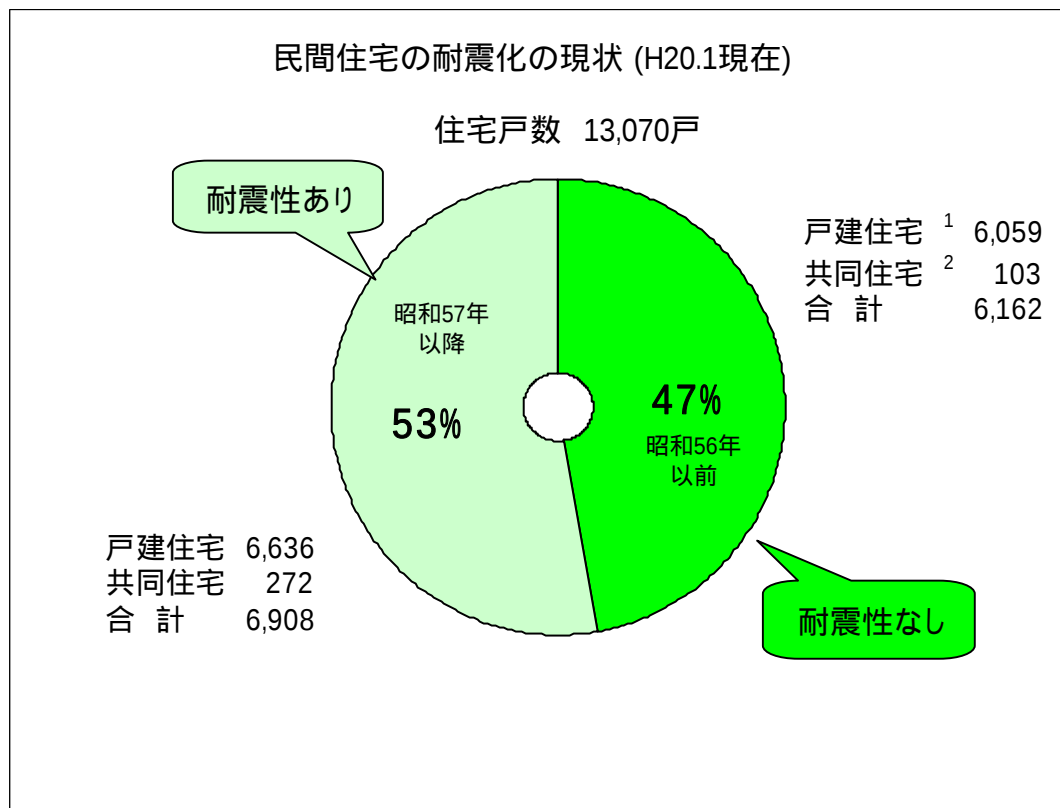
(1) 建築物の耐震化の目標

- ・国は基本方針において、人的被害等を半減させるための目標として住宅及び多数の者が利用する建築物^{*}の耐震化率を平成 27 年に 9 割とすることを目標としています。
- ・県促進計画においても、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 9 割とすることを目標としています。
- ・国及び県と同様に、本計画においても、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 9 割とすることを目標とします。

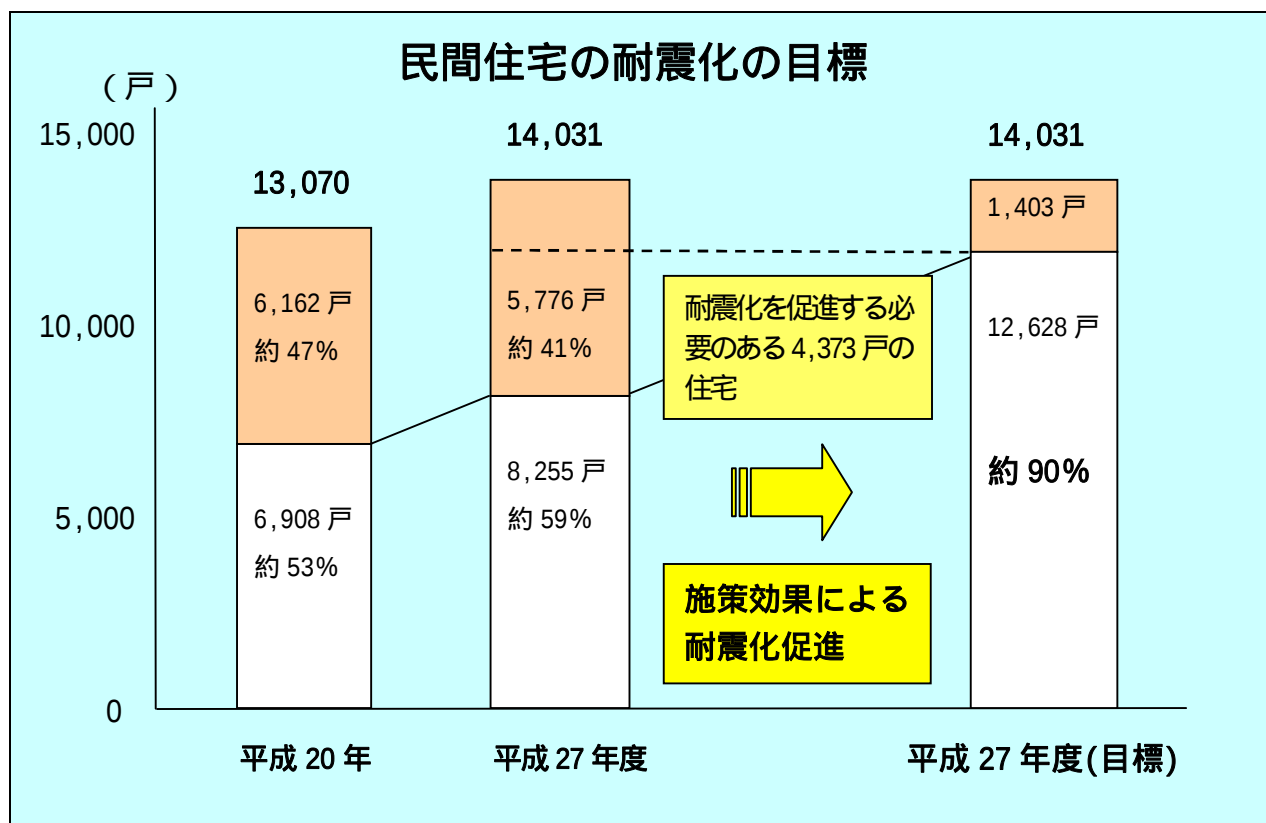
耐震改修促進法第 6 条 1 号に掲げる建築物を「多数の者が利用する建築物」とします。

(2) 民間住宅の耐震化

- ・町の平成 20 年の住宅戸数は、固定資産税家屋課税台帳（平成 20 年 1 月現在）による戸数で 13,070 戸です。
- ・耐震性のある住宅は新耐震基準以降である昭和 57 年以降に建てられた住宅とし、その住宅戸数は 6,908 戸（耐震化率約 53%）です。また、耐震性のない住宅は新耐震基準以前である昭和 56 年以前に建てられた住宅とし、その住宅戸数は 6,162 戸（耐震化率 47%）です。



- 1 戸建住宅とは、専用住宅の他、店舗併用住宅、分譲共同住宅等です。
2 共同住宅とは、賃貸共同住宅等です。



耐震性あり (S57 以降)

耐震性なし (S56 以前)

- ・平成 27 年度の住宅戸数は、過去 3 カ年の住宅の新築・改築状況から推計したもので、14,031 戸です。
- ・過去 3 カ年の住宅の新築・改築状況から推計すると、平成 27 年度には、耐震改修・建替え等により、耐震性のない住宅は 386 戸減少し、5,776 戸になることが見込まれます。
- ・耐震化率を 90%にするためには、平成 27 年度における耐震性のない住宅を 10%である 1,403 戸以下にする必要があり、そのためには施策効果により 4,373 戸以上の耐震化を促進する必要があります。

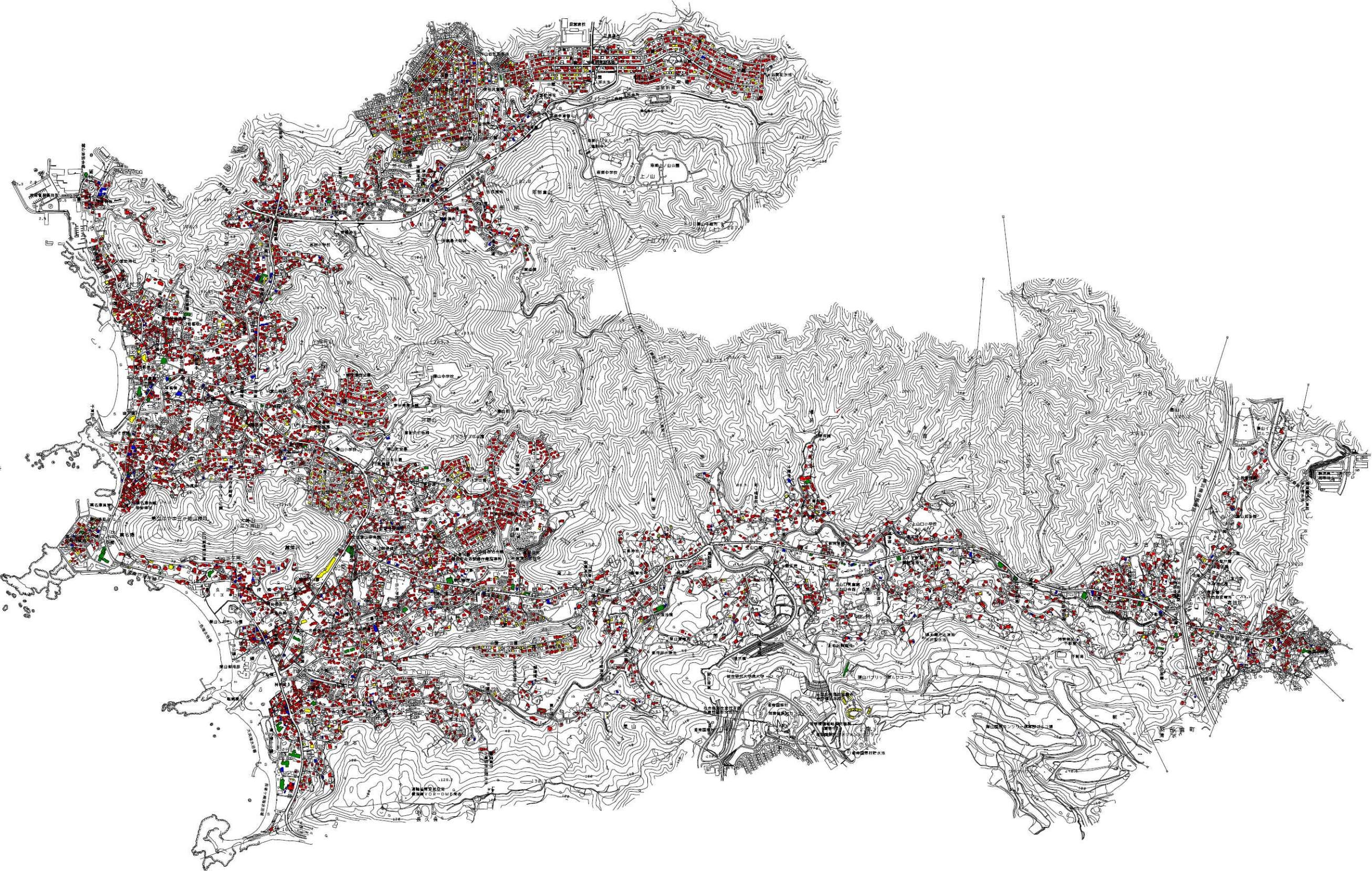
【耐震性のない住宅の推移・目標】

平成 20 年	6,162 戸	平成 27 年度	5,776 戸 (推移)
戸建住宅	6,059 戸	戸建住宅	5,679 戸
共同住宅	103 戸	共同住宅	97 戸

(4,373 戸以上の耐震化促進)

平成 27 年度 1,403 戸以下 (目標)

登記データによる昭和 56 年以前の建築物



(3) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化

- ・町における平成 20 年の多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物は 24 棟で、そのうちの約 29% の 7 棟が、昭和 56 年以前に建築されたものです。それらの建築物で、町が把握しているなかでは耐震改修がされたものはありません。
- ・平成 27 年度の多数の者が利用する民間建築物の耐震化の目標を 9 割とし、耐震改修や建て替え等により耐震化を促進していきます。

(4) 公共建築物の耐震化

- ・公共建築物の耐震化については、町所有の公共建築物全てを対象としますが、学校施設については「学校施設耐震化計画」に沿って順次耐震化を促進していきます。
- ・主要な公共建築物の耐震化状況は次のとおりです。

【児童館等】

施 設	建築年月	構造	耐震性の有無	耐震改修状況等
葉桜児童館(複合施設)	H13.03	非木造	有	
元町児童館(複合施設)	H01.03	非木造	有	
木古庭児童館(複合施設)	H03.03	非木造	有	
下山口児童館(複合施設)	H09.11	非木造	有	
上山口児童館(複合施設)	H07.02	非木造	有	
芝崎児童館(複合施設)	H11.03	非木造	有	
子育て支援センター(仮称)	S48.03	非木造	有	H20 耐震補強済み
青少年会館	S46.07	木造	未確認	H20 年度診断予定

【学 校】

施 設	建築年月	構造	耐震性の有無	耐震改修状況等
葉山小 校舎	S46.03	非木造	有	H14 耐震補強済み
葉山小 校舎	S47.02	非木造	有	H14 耐震補強済み
葉山小 体育館	S48.11	非木造	有	H19 耐震補強済み
上山口小 校舎	S47.07	非木造	有	H18 耐震補強済み
上山口小 増築校舎	S54.03	非木造	有	H18 耐震補強済み
上山口小 体育館	S52.01	非木造	無	H22 耐震補強予定
長柄小 校舎	S51.03	非木造	無	H21 耐震補強予定
長柄小 増築校舎	S55.02	非木造	無	H21 耐震補強予定
長柄小 体育館	S54.03	非木造	有	H12 耐震補強済み
一色小 校舎	S44.03	非木造	有	H15 耐震補強済み
一色小 体育館	H07.01	非木造	有	
葉山中 校舎	S58.03	非木造	有	
葉山中 体育館	S59.02	非木造	有	
南郷中 校舎	S56.01	非木造	無	H22 耐震補強予定
南郷中 体育館	S57.02	非木造	無	H22 耐震補強予定

【町内会館】

施 設	建築年月	構造	耐震性の有無	耐震改修状況等
木古庭会館(複合施設)	H03.03	非木造	有	
上山口会館(複合施設)	H07.02	非木造	有	
下山口会館(複合施設)	H09.11	非木造	有	
葉桜会館(複合施設)	H13.03	非木造	有	
真名瀬会館	H02.07	非木造	有	
元町会館(複合施設)	H01.03	非木造	有	
イトーピア会館	S54.03	木造	未確認	H20 年度診断予定
イトーピア会館 増築棟	H02.12	木造	有	
一色岡会館	S61.02	木造	有	
一色第2岡会館	H11.06	木造	有	
木の下会館	S63.12	木造	有	

【住 宅】

施 設	建築年月	構造	耐震性の有無	耐震改修状況等
町営平松住宅	H04.07	非木造	有	
町営滝の坂住宅 A 棟	H03.03	非木造	有	
町営滝の坂住宅 B 等	H03.03	非木造	有	

【庁舎等】

施 設	建築年月	構造	耐震性の有無	耐震改修状況等
役場庁舎	S59.10	非木造	有	
消防庁舎	H08.11	非木造	有	
保育園・教育総合センター(複合施設)	H18.07	非木造	有	
クリーンセンター	S52.03	非木造	無	耐震化について検討中
葉山浄化センター	H11.03	非木造	有	
保健センター	S62.10	非木造	有	
第1分団詰所	H02.11	非木造	有	
第2分団詰所	H11.03	非木造	有	
第3分団詰所(複合施設)	H09.11	非木造	有	
第4分団詰所	H13.03	非木造	有	
第5分団詰所	H14.03	非木造	有	
第6分団詰所	S61.12	非木造	有	
福祉文化会館	S63.10	非木造	有	
福祉文化会館 増築棟	H04.03	非木造	有	
生活訓練作業指導所	S63.11	非木造	有	
一色町民いきいの家	S41.03	木造	未確認	H20 年度診断予定
堀内町民いきいの家	S38.不詳	木造	未確認	H20 年度診断予定
図書館	S56.03	非木造	無	H22 耐震補強予定 (H20 年度診断)

5 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

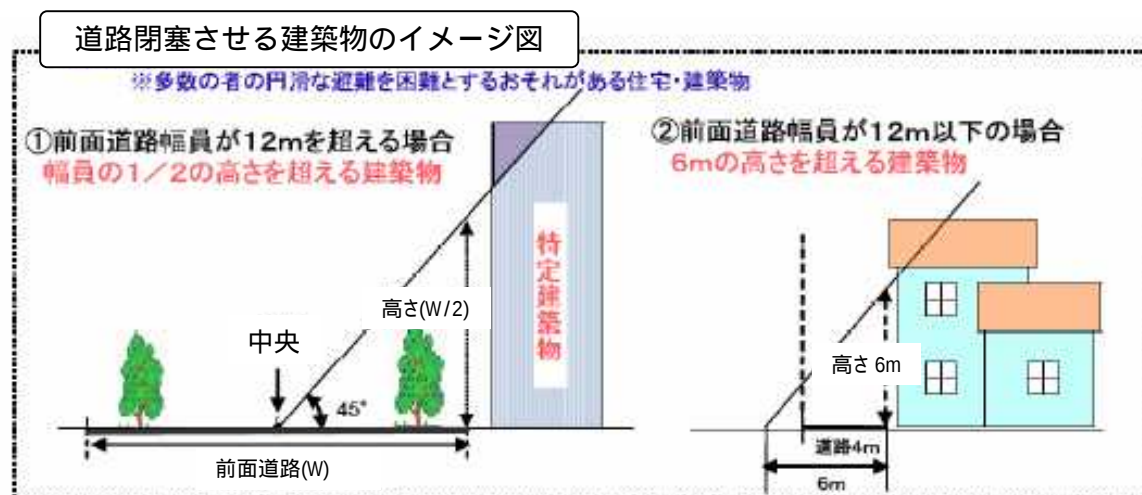
(1) 耐震改修促進法の適用を受ける道路

- ・耐震改修促進法第5条第3項第1号において、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路について記載し、県促進計画に位置づけることができるとされています。
- ・県促進計画では、災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、「神奈川県地域防災計画」に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」を基本として位置づけ、当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいくとしています。
- ・本計画では、「葉山町地域防災計画」で定める緊急輸送路のうち、県促進計画で位置づけられた次の道路を、耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路とします。

国道134号線〔全線〕

逗葉新道〔全線(現県道311号線の「長柄」交差点から「南郷トンネル入口」交差点までを含む)〕

- ・上記道路沿いの一定高さ以上の建築物(下図参照)のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければなりません。



(2) 葉山町地域防災計画における緊急輸送路

ア 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域ネットワーク及び港湾等に連結する路線で、緊急輸送の骨格をなす路線

地図 番号	路 線 名	区 間
1	国 道 1 6 号 線 (横浜横須賀道路)	全 線
2	国 道 1 3 4 号 線	全 線
3	逗 葉 新 道	全 線
4	県 道 2 0 7 号 線	森 戸 海 岸 線 全 線
5	町 道 2 0 0 号 線	県道207号線(森戸海岸線)交点～葉山港臨港道路交点
6	葉 山 港 臨 港 道 路	全 線
7	県 道 3 1 1 号 線	全 線

イ 第2次路線

第1次緊急輸送路線を補完し、地域ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

地図 番号	路 線 名	区 間
1	県道27号線	横須賀葉山線全線
2	県道217号線	逗子葉山横須賀線(1期) 逗葉新道交点～県道27号線(横須賀葉山線)交点
3	県道311号線	鎌倉葉山線全線
4	町道牛ヶ谷戸根山線	葉山町役場～葉山町道311号線交点
5	町道311号線	葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号線交点

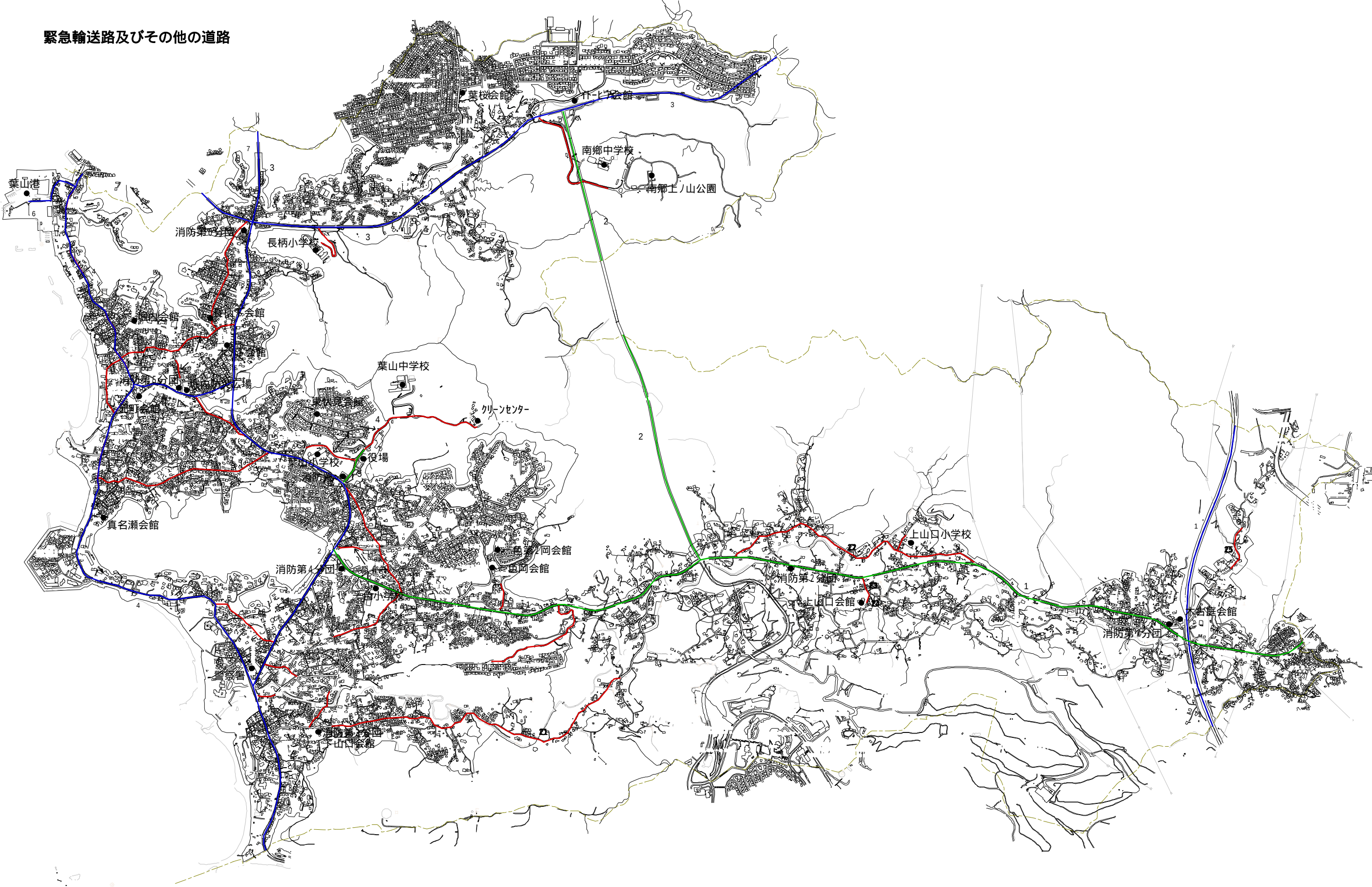
(3) その他の道路

葉山町地域防災計画における緊急輸送路に位置付けられていないが、本計画で独自に位置付ける震災時に通行を確保することが望ましい町道

地図 番号	町道路線名	地図 番号	町道路線名	地図 番号	町道路線名	地図 番号	町道路線名
	1号線		森戸向原線		560号線	22	間門寺前線
	120号線		牛ヶ谷戸根山線		600号線	23	970号線
	150号線		311号線		下山橋日影線	24	980号線
	木ノ下風早線		450号線		一色下山口線	25	不動橋入線
	260号線		大道平ノ越線		498号線		
	240号線		470号線		滝ノ上日影山線		
	342号線		420号線	21	下山口上山口線		

神奈川県指定した2道路(国道134号線、逗葉新道)以外は、耐震改修促進法第6条第3号の適応を受ける道路ではありませんが、地震時に緊急輸送路として有効に機能するように沿道の耐震化を促進します。

緊急輸送路及びその他の道路



6 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の促進に係る基本的な考え方

建築物の所有者等による耐震化の促進

- ・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障をきたすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。そのためには、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発の推進を図ることが重要です。

国・県・町による建築物の所有者等への支援

- ・建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、国・県・町は、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。

(2) 耐震化を促進するための施策

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

町は建築物の所有者等に対し、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらう等、町民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

ア 啓発資料・ホームページを活用した啓発普及

- ・住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレットを配布し、耐震化の重要性について意識啓発に努めます。

イ 防災マップ等の整備

- ・建物所有者に災害に対する意識を深めてもらうため、「神奈川県アボイドマップ」等の活用を図ります。
- ・避難所等については、葉山町防災マップ及び葉山町津波ハザードマップを作成し全戸に配布しています。

アボイド(AVOID)とは、「避ける」という意味で、アボイドマップ(自然災害回避地図)は、自然災害を受けやすい土地とは何か、どういう場所にあるのかを知っていただき、自然災害をあらかじめ避けることを目的に作成しています。

耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断や耐震改修にかかる費用について、助成制度の活用を推進するとともに、税の優遇措置等についての周知を図ります。

ア 国・県の補助制度等を活用した耐震診断、耐震改修の促進

- ・国の「住宅・建築物耐震改修等事業」や「地域住宅交付金」等を活用し、耐震診断、耐震改修の促進を図ります。
- ・「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」(平成18年度～22年度)により、市町村が行う新耐震基準以前の耐震性の劣る木造住宅の耐震診断補助及び耐震改修補助に対し、県より市町村への財政支援が行われています。国の補助と併せて活用し、耐震診断の促進を図ります。

イ 町の「耐震診断費用助成制度」

- ・葉山町民間木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱・葉山町民間木造住宅耐震補強工事費等補助金交付要綱に基づき、新耐震基準以前の木造住宅の耐震診断費用の一部を次のとおり補助します。

1. 補助対象建築物（～ 全てに該当）

町民が所有し、自ら居住している建築物

昭和 56 年以前に建築されたもの

地上 3 階建て以下の木造在来工法及び枠組壁工法の戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅

2. 補助概要

補助金の対象となる行為		各行為に係る金額の概要			年間予定 診断件数
		総額	町補助金額	自己負担額	
簡易診断	専門者が現地を確認して診断	3 万円	2 万円	1 万円	50 戸
一般診断・耐震改修計画書の作成	簡易診断(現地診断)で (注 1)総合評点が 1.0 未満の場合、より専門的な観点から診断とそれに基づいた基本的な計画	5 万円	2 万 5 千円	2 万 5 千円	25 戸

注 1 総合評点とは・・・木造住宅の耐震構造性能を総合的に判断するもので、建物の安全性を数値で示すものです。

ウ 耐震改修に対する税の特例措置

- 平成 25 年末までに地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域において旧耐震基準（昭和 56 年以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10% 相当額（20 万円を上限）の所得税の控除が受けられます。
- 平成 27 年末までに旧耐震基準により建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 ㎡相当分まで）の減額が以下のとおり受けられます。
 - 平成 18～21 年に工事を行った場合：3 年間 1/2 に減額
 - 平成 22～24 年に工事を行った場合：2 年間 1/2 に減額
 - 平成 25～27 年に工事を行った場合：1 年間 1/2 に減額

その他の地震時における建築物等の安全策

建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを進めます。

ア 落下物対策

- 地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発を行います。

イ ブロック塀等の安全対策

- 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、「いけがき設置助成制度」を活用し「いけがき」への転換を誘導します。

町では、みどり豊かな住みよい環境づくりと防災を目的として、住宅用地に新たに「いけがき」を設置しようとする場合、又は「いけがき」を設置するためにブロック塀等を撤去する場合に助成金を交付します。



ウ 家具の転倒防止対策

- パンフレットにより、家具の転倒防止対策について周知するとともに、家具の固定方法等の普及を図ります。

7 実状を踏まえた建築物の耐震化施策

平成 27 年度までに 4,373 戸の建築物の耐震化を目標としていますが、計画期間等を考慮すると大変厳しい目標です。4,373 戸全ての建築物の耐震診断の補助を行うことが理想ですが、町で耐震診断の補助が行える現実的な戸数は財政状況を踏まえ約 300 戸であり、副次的効果の高い避難場所周辺、住宅密集地、並びに道路沿いの建築物約 300 戸を選定しました。

(1) 避難場所周辺の建築物

- ・震災時に避難場所周辺の建築物が倒壊し、避難場所に指定されている建築物やその敷地に損害を与える恐れがあります。避難場所を有効利用するために、避難場所周辺の昭和 56 年以前の建築物を選定しました。

(2) 住宅密集地の建築物

- ・震災時に老朽化した建築物が密集している地域では、連鎖的に建築物が倒壊する恐れがあります。そのような地域での被害を抑えるため、住宅密集地の昭和 56 年以前の建築物を選定しました。

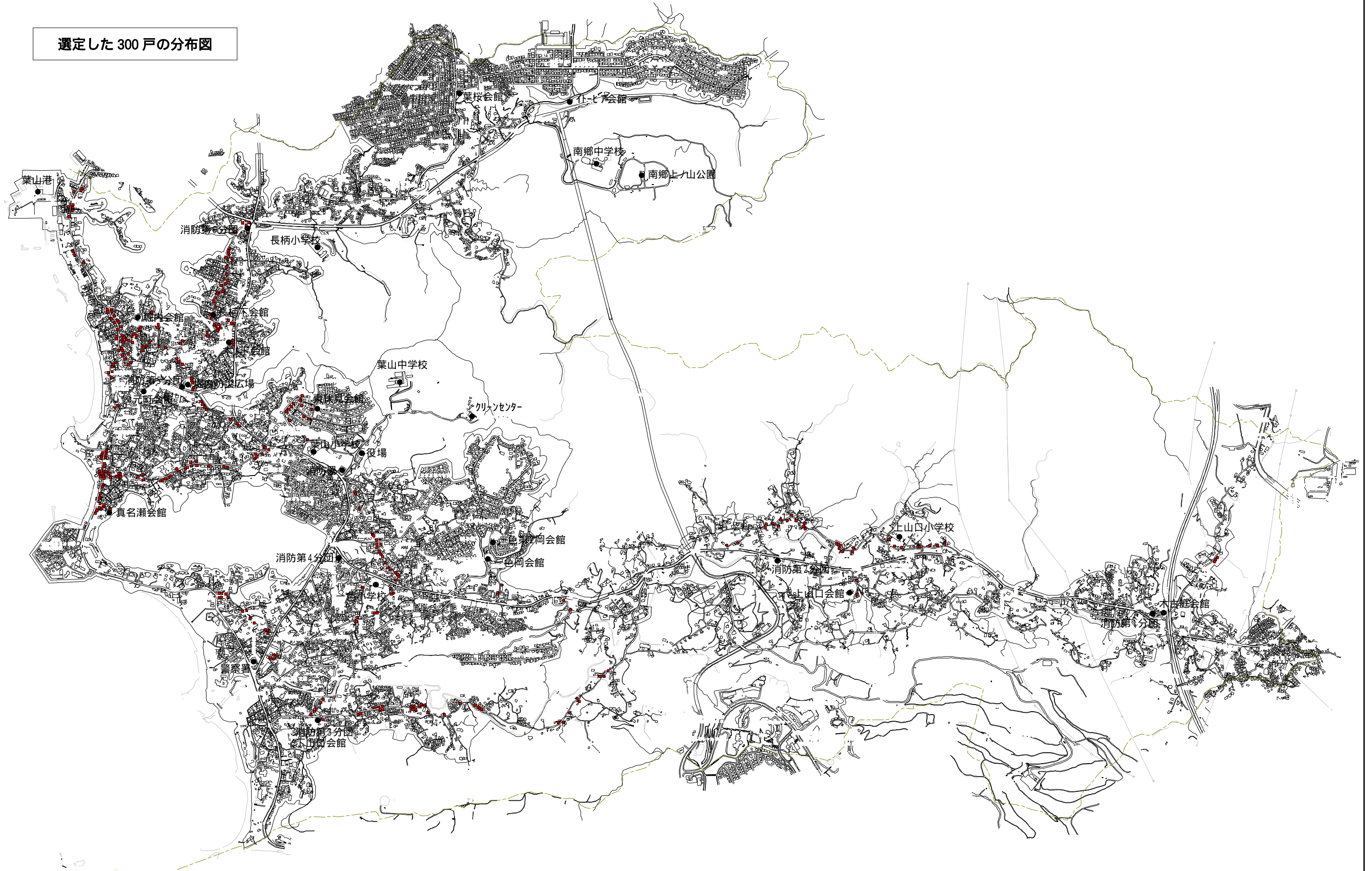
(3) 道路沿いの建築物

- ・県促進計画に位置付けられた緊急交通路指定路線及び葉山町地域防災計画における緊急輸送路沿いの建築物の耐震化を進めることは重要ですし、その他にも十分な幅員を確保できていない道路、緊急輸送路の代替となりうる道路、並びに地域の孤立を防止するための道路の通行を確保する必要があります。しかし、緊急交通路指定路線や緊急輸送路の海岸沿いの一部県道を除けば十分な幅員があることから、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞は少ないと考えられます。また、国道及び県道は町管理ではないため、緊急交通路指定路線及び緊急輸送路に関しては対象から外し、町道を中心に(P 9 (3) その他の道路参照) 道路沿いの昭和 56 年以前の建築物を選定しました。

(4) 選定した 300 戸の具体策

- ・上記の建築物のうち、約 300 戸(次ページ図参照) の木造住宅の所有者に対して、平成 27 年度までに個別に郵便や電話等により、町で行う「耐震無料相談会」への積極的な参加を促します。また、耐震診断士が現地を確認して診断を行うことでより具体的な現況把握ができる「簡易診断」の実施も促します。

選定した 300 戸の分布図



葉山町耐震改修促進計画

編集発行 平成 年 月 日

葉山町都市経済部都市計画課

〒240-0192 葉山町堀内 2135

TEL : 046(876)1111 FAX : 046(876)1717

E-mail : tosikei@town.hayama.lg.jp
